

# 国民健康保険税

納付方法が変更できます  
課税限度額を変更しました



**納付方法が特別徴収から口座振替に変更できます。**

次の①～③の要件すべてを満たす人の国民健康保険税は、原則、年金からの引き落とし（特別徴収）となりますが、申し出により、口座からの引き落としに変更することができます。

- ①世帯主が国保被保険者で、年金額が年額18万円以上
- ②世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満
- ③介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の1/2を超えない人

## 変更の方法

特別徴収から口座振替に変更を希望される場合は、振替口座の預金通帳・通帳のお届け印・保険証をご持参のうえ、税務課課税係へ。

申出書受理日	特別徴収中止月	口座振替開始月
6/1～7/31	10月	10月
8/1～9/30	12月	12月
10/1～11/30	2月	2月
12/1～1/31	4月	7月
2/1～3/31	6月	7月
4/1～5/31	8月	8月

## 注意事項

これまでの国民健康保険税の納付状況により口座振替への変更が認められない場合があります。

**国民健康保険税（介護保険分）の課税限度額を変更します。**

国民健康保険の税額は次の3つの合計額になっています。

①医療保険分（0歳以上75歳

未満）

②後期高齢者支援金等分（0歳以上75歳未満）

③介護保険分（40歳以上65歳未満）

このうち、③介護保険分の課税限度額（課税額の上限）が地方税法の改正に伴い、平成21年度から9万円から10万円に変更されます。

## 平成21年度国民健康保険税率等

区分	①医療保険分 ※改正なし	②支援金等分 ※改正なし	③介護保険分 ※限度額変更
所得割額	5.20%	2.00%	2.10%
資産割額	19.00%	6.00%	5.00%
被保険者1人あたりの均等割額(円/年)	20,000	7,400	8,000
1世帯あたりの平等割額(円/年)	14,800	5,400	7,000
課税限度額(円/年)	470,000	120,000	100,000

75歳になると、国民健康保険を脱退して後期高齢者医療保険に加入し、保険料を納めます。

そのため、年度の途中で75歳になる人の国民健康保険税は、75歳の誕生日を迎えた月の前月分までを月割りで計算します。

なお、後期高齢者医療の保険料の通知は、75歳の誕生日を迎えた月の約2か月後に送付します。

**個人市・県民税に関するお知らせ**  
10月分の年金から特別徴収開始予定の人へ

6月8日付けで納税通知書を送付しています。  
なお、次の人には、8月上旬に納付方法の変更通知を送付しますので、同封の納付書での支払いをお願いします。

①死亡または市外へ転出された人

②介護保険料の特別徴収ができない人

問い合わせ

税務課課税係  
☎ 22-7732